

中野市公立保育所民営化に係る設置運営候補事業者の募集に関する質問に対する回答

更新日：令和5年10月27日

令和5年10月24日までに質問書の提出のあった質問に対する回答は次のとおりです。

No	質問内容	回答	更新日
1	令和3年以降、木材の輸入量不足による「ウッドショック」という問題が生じています。この社会的な背景を踏まえ、施工業者や保育園運営事業者の責任外で工事が遅延し、開始予定日に完了しない場合、どのようなリスク（遅延損害金等）が生じるのか、またその範囲はどの程度かを教えてください。	原則、令和7年4月1日に新園が開園できる提案としてください。 なお、募集要項3(2)応募条件のエのとおり、選定後の協議や地域等への説明により、提案時の開園スケジュールが変更になる場合は、速やかに本市と協議し、計画変更を行い対応することとしております。 また、遅延損害金等については、候補事業者と交わす協定書において定める予定です。	R5.10.12
2	令和6年6月頃に保育所の整備の交付金内示が予定されていますが、入札の方法や時期についての詳細を教えてください。	内示前に交付対象事業を行うことは認められていないが、入札のような、契約の事前準備に当たるものについては、行ってもよい。ただし、契約を担保するような仮契約は認められない。 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱及び質疑応答集（FAQ）（第1版）（令和5年8月22日付け）を必ず確認の上、ご提案してください。 なお、市独自補助金については、国交付金に準じる予定です。	R5.10.12
3	農地転用等の手続きが必要となる場合、完成図面が用意されている場合には転用前に入札を行うことは可能でしょうか	入札は可能と考える。なお、農地転用許可を条件とした売買契約後に行うなど配慮が必要と考えられます。 なお、農地転用許可等の許可前の着手は不可です。	R5.10.12

No	質問内容	回答	更新日
4	<p>「農振除外」が必要な場合、交付金の内示前に手続きを開始することが必要と考えています。この手続きに必要な「転用計画事業の資金対応を証するもの」について、交付金内示前では工事全額の資金対応を証明する書類が必要かと考えます。一方で、金融機関より「融資証明を出す場合、建築金額の概算額と補助金額を示していただき、行政庁からの意見書が発行されれば、金額の見直しがあること前提で手続きを進めることもできる可能性はあります」との意見がありました。審査結果の通知後に、行政庁から意見書を発行していただくことは可能でしょうか</p>	<p>不可。 募集要項、協定書等で代用できるかどうか、金融機関等とご相談ください。</p>	R5.10.12
5	<p>開発許可、農地転用、建築確認、消防など、多岐にわたる手続きを効率よく進めるため必要があると考えます。中野市では、これらの手続きにおいてどのようなサポートを提供していただけるのでしょうか</p>	<p>原則、事業者自らが手続等を行う必要があり、令和7年4月1日に開園できるよう、十分に計画を立てたうえで提案をしてください。なお、事業達成に向けてのサポートは積極的に行って参ります。</p>	R5.10.12
6	<p>通学路としての接続道路の安全確保に関して、市が所有する未整備の土地を、私たちが整備し、その経費を外構工事の一部として取り扱うことは可能でしょうか。もしくは、市側での道路整備は来年度中に予定されていますでしょうか。</p>	<p>ご質問の個所について、どの通学路を指しているかわかりませんが、本募集に関しては、用地についても提案の範囲であることから、予め、お示しする事項はありません。</p>	R5.10.12
7	<p>募集要項 P.3「3 応募の資格・条件」の「キ 応募事業者またはその代表者及び役員が次の事項を満たすこと」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。と記載がありますが、こちらは、第167条の4第1項を指しますでしょうか。また、第2項も含む場合において、貴市より入札の指名停止を受けていない場合においては参加資格を有すという考え方で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	R5.10.12

No	質問内容	回答	更新日
8	<p>募集要項 P.7「保育所等整備に係る補助金等」について  (仮称)新平野保育園において、認可保育所の創設とする場合、就学前教育・保育施設整備交付金(令和5年度)の考え方は以下で宜しいでしょうか。</p> <p>①本体工事費 : 149,700 千円  ②特殊付帯工事 : 8,950 千円  ③設計料加算 : 7,932 千円  ④開設準備費加算 : 1,600 千円  ⑤土地借料加算 : 13,100 千円</p> <p>(①+②+③+④+⑤) × 2/1 = 362,565 千円 (補助基準額)  362,565 千円 × 3/4 = 271,923 千円 (補助上限額)</p> <p>(仮称)中野市民営化保育所施設整備費補助金の考え方は、上記補助基準額 362,565 千円を超えた額の 1/2 であり、補助上限額は 362,565 千円 × 1/4 = 90,641 千円という考え方で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、交付金の詳細は、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(こ成事第 466 号令和 5 年 8 月 22 日)を確認ください。</p>	R5.10.12
9	<p>工事業者からの見積もり取得について</p> <p>①施工業者の見積もり取得について市内業者を半数以上にする記載がありましたが声掛けする業者は合計何社くらいが好ましいのでしょうか。</p> <p>②工事価格の見積もり取得は指名競争入札形式でよろしいのでしょうか。</p> <p>③施工を依頼する工事業者についての条件・注意点はありますか。  (規模・実績・評点)</p> <p>④入札に際して市の担当部署の立ち合いは必要でしょうか。</p>	<p>①②③ 原則、一般競争入札によるものとします。なお、中野市財務規則、中野市建設工事等に係る契約に関する規則、中野市における製造の請負、物品の買入れその他の契約に関する規則等に準拠してください。</p> <p>また、市独自補助金対象の事業を指名競争入札する場合は、金額ごとに定められている指名数のうち市内業者を半数以上としてください。</p> <p>※就学前教育・保育施設整備交付金に関する質疑応答集(FAQ)(第1版)(以下「FAQ」という。)のQ4を参照のこと。</p> <p>④ 別途、最適候補者にお知らせします。</p>	R5.10.27

No	質問内容	回答	更新日
10	<p>子育て支援センターについて</p> <p>①子育て支援センターの併設が望ましいとの要件がありました。支援センター区画への補助金は別途計算されるとの認識でよろしいのでしょうか。</p> <p>②子育て支援センターは平野・高丘の2園とも必要との認識でよろしいのでしょうか。</p> <p>③子育て支援センターを計画に含めるか否かで事業者選定の際に差が発生しますか。</p>	<p>① 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業所）を併設する場合は、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となります。※一時預かり事業所についても同様です。</p> <p>② お見込みのとおりです。</p> <p>③ 審査要領に基づき総合的に評価します。</p>	R5.10.27
11	<p>嘱託医について</p> <p>①認可申請に必要な嘱託医については市で協力していただけるのでしょうか？</p> <p>②嘱託医は内科・歯科・眼科の認識でよろしいのでしょうか。</p>	<p>① 事業達成に向けてのサポートは積極的に行って参ります。</p> <p>② 本市公立保育所においては、内科又は小児科及び歯科です。</p>	R5.10.27
12	<p>施設長について</p> <p>中野市において幼保連携型認定こども園の施設長になるものの資格を教えてください。保育士資格と幼稚園教諭の双方も持っているのが条件でよろしいか。その他基準や注意点あれば併せて教えてください。</p>	<p>本市においての独自の資格の条件は設けていません。</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、同法律施行規則及び幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（長野県）等の規定により園長（施設長）を置くものとします。</p>	R5.10.27

No	質問内容	回答	更新日
13	<p>敷地について</p> <p>① 園庭・駐車場の確保を考慮すると 1000 坪超の敷地になる可能性があります。農振除外・開発許可・農地転用手続きについて通常の進行だと令和 7 年 4 月開園に確実に間に合わないと思われま。事業者決定後には手続の短縮・効率化について長野県への調整も含めて中野市の協力を得られるとの認識で大丈夫でしょうか。</p> <p>②対象地が農地（農振地域）で上下水道が無い場合について竣工時期（令和 7 年 2 月頃）までに市にて整備していただける認識で大丈夫でしょうか。</p>	<p>① 応募条件の「令和 7 年 4 月開園」を満たす提案としてください。なお、No5 で回答したとおり、事業達成に向けてのサポートは積極的に行って参ります。</p> <p>② 募集要項の 4 の(4)クのとおり、開発許可等の建設に必要な許認可等を得られる見込みの用地であることに留意して提案してください。</p>	R5.10.27
14	<p>事業計画について</p> <p>社会福祉法人にて幼保連携型認定こども園の設置を予定しております。以下の想定でよろしいでしょうか？</p> <p>平野（定員 160 名うち 1 号 56 名、2・3 号 104 名）、土地取得（1500 坪～2000 坪）の場合</p> <p>①本体工事費：212100 千円</p> <p>②特殊付帯工事：8950 千円</p> <p>③設計料加算：10605 千円</p> <p>④開設準備費加算：1936 千円</p> <p>⑤土地取得費：100000 千円</p> <p>（①+②+③+④）×2/1=449282 千円（補助基準額）</p> <p>449282 千円×3/4=336962 千円（補助上限額）</p> <p>※112321 千円（中野市民営化保育所施設整備費補助上限額）</p> <p>※50000 千円（土地取得費補助上限額）</p>	<p>上限額については、お見込みのとおりです。ただし、千円未満は切り捨てとなります。</p> <p>なお、No5 で回答したとおり交付金の詳細は、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第 466 号令和 5 年 8 月 22 日）を確認ください。</p>	R5.10.27